

令和5年度
行政監査結果報告書

令和6年1月
龜山市監査委員

目 次

	頁
第Ⅰ 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の方法及び項目	1
5 監査の対象部署及び対象事務	2
6 監査実施日	2
7 監査の場所	2
8 監査を執行した監査委員	3
9 監査の結果	3
第Ⅱ 債権の概要	4
1 債権の分類	4
2 滞納処分と滞納整理	5
3 滞納処分の停止と徴収停止	6
4 消滅時効	7
5 不納欠損処分	8
第Ⅲ 監査結果の概要	9
1 収納状況	9
2 滞納整理の状況	12
3 執行停止と徴収停止の状況	17
4 不納欠損処分の状況	18
第Ⅳ 監査委員の意見	19

第I 監査の概要

1 監査のテーマ

債権管理及び収納率向上の取り組みについて

(鈴鹿亀山地区広域連合から受託した介護保険料の賦課徴収事務を含む)

2 監査の目的

地方公共団体の債権（介護保険料を含む）には、公法上の債権と私法上の債権があり、それぞれの所管課において債権管理を行っているところである。収入未済額の滞納整理事務を中心とした事務処理が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかはもとより、各所管課が具体的にどのように債権管理を実施しているのか、また庁内の連携や情報共有がなされているかなどの観点から監査を実施することにより、今後の適正な収入未済額の債権管理に資することを目的とする。

3 監査の着眼点

(1) 債権の発生

債権は債権管理台帳等の記録により適正に管理できているか。

(2) 債権の滞納整理

債権は督促、催告、滞納処分や執行停止などの手続きが随時、適正に行われたか。

(3) 債権の消滅

不納欠損処分は随時、適正に行われたか。

4 監査の方法及び項目

監査対象部署から下記の項目について、資料の提出及び関係書類の提示を求め、書面調査並びに説明聴取を行った。

(1) 課等の事務分掌と職員の配置

① 職員の配置と業務内容

② 分掌事務執行計画

(2) 収納状況

(3) 滞納整理の状況

① 滞納整理の流れ

② 督促状発送状況

③ 催告業務の状況

(4) 滞納処分の状況

① 差押え

② 交付要求

- ③ その他
- ④ 執行停止
- ⑤ 不納欠損

(5) 債権処理計画の目標達成状況

(6) 収納率向上の取組状況

5 監査の対象部署及び対象事務

(1) 監査の対象部署

総務財政部税務課
 市民文化部市民課
 健康福祉部子ども未来課
 建設部建築住宅課
 上下水道部上水道課
 上下水道部下水道課
 地域医療部病院総務課
 教育委員会事務局教育総務課

(2) 監査の対象事務

令和3年度及び令和4年度に執行された下記に掲げる債権に関する徴収事務及び滞納整理事務

公債権	市税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 公共下水道使用料 公共下水道事業受益者負担金及び分担金 農業集落排水処理施設使用料 保育所利用者負担金
私債権	市営住宅使用料 医療センター使用料及び手数料 水道料金 学校給食費負担金

ただし、必要に応じて令和5年度を含むものとする。

6 監査実施日

令和5年11月17日

7 監査の場所

亀山市役所大会議室

8 監査を執行した監査委員

亀山市監査委員 国分 純

亀山市監査委員 草川 卓也

亀山市監査委員 峯 裕

9 監査の結果

債権管理及び収納率向上の取り組みについて監査した結果、詳細については次に記載したとおりである。

第Ⅱ 債権の概要

1 債権の分類

債 権	公債権	強制徴収公債権	市税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 保育所利用者負担金 公共下水道使用料 公共下水道事業受益者負担金及び分担金
		非強制徴収公債権	農業集落排水処理施設使用料
	私債権		市営住宅使用料 医療センター使用料及び手数料 水道料金 学校給食費負担金

※ 地方公共団体の債権は公債権と私債権に大別され、公債権はさらに「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」に区分される。

①公債権 法律等に徴収の根拠が規定されている債権

▶強制徴収公債権

法律等に地方税の滞納処分の例による処分ができる旨定められている公債権

▶非強制徴収公債権

地方税の滞納処分の例による処分ができない公債権

②私債権 条例等や契約など私法上の原因に基づく債権

「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」及び「私債権」に分類される債権は、消滅時効の年限、時効の援用の要否、不納欠損処分等についてその取扱いが異なるため、それぞれ適用を受ける法令、条例等を的確に認識し、十分留意の上債権管理をする必要がある。

2 滞納処分と滞納整理

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
債権管理	台帳の作成、徴収計画の策定		
督促	<ul style="list-style-type: none"> ・納期限後 20 日以内に期限を指定して督促（地方税法） ・市税以外：納期限までに納付がない場合は、期限を指定して督促（自治法 231 条の 3） 	納期限までに納付がない場合は、期限を指定して督促（自治法 231 条の 3）	履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促（自治令 171 条）
催告	自主的納付を促すため行う		
財産調査	滞納処分のため必要がある時は、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者などに対し、質問、検査及び捜索をすることができる。（税徴 141・142 条）	任意の協力による	
差押え	督促状を発付した日から 10 日を経過した日までに完納しない時は給料や預金、財産等を差し押さえる（地方税法、税徴 47 条）	訴訟、強制執行などの民事上の法的手段が必要 （自治令 171 条の 2） 強制執行	
換価	公売により差押え財産を金銭に換える		
配当	差押え財産の換金代金を滞納徴収金に充てる		

▶強制徴収公債権

滞納が発生した場合、督促状、催告書等を送付し、滞納者との交渉等により納税の催告等を行うが、これらの手続きを行ってもなお滞納が解消されない場合、滞納処分により強制徴収する。滞納処分の手続きは、差押え、換価、配当の順に進められる。

滞納処分を執行できる財産がない時や滞納処分によって生活を著しく窮迫させるおそれがある場合には、その執行を停止できる。

▶非強制徴収公債権及び私債権

地方税の滞納処分の例により強制徴収できる旨の規定がなく、強制徴収することができないため、一般私人と同様に民事執行法その他の法令に基づく手続きによらなければならない。

3 滞納処分の停止と徴収停止

財産調査を行っても換価可能財産がない等、下記の要件に該当すると認める時は、滞納処分の執行を停止することができる。

強制徴収公債権	滞納処分の停止	<p>一定の要件に該当する場合には滞納処分の執行を停止できる (地税 15 条の 7 第 1 項)</p> <p>①滞納処分をすることができる財産がないとき</p> <p>②滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき</p> <p>③その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき</p>	<p>執行停止が 3 年間継続したときは、当該徴収金を納付又は納入する義務が消滅する。 (地税 15 条の 7 第 4 項)</p>
非強制徴収公債権	徴収停止	<p>要件のいずれか一つに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められる場合に、以後その保全及び取立てをしない場合は徴収停止できる。</p> <p>①法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。</p>	自治令 171 条の 5
私債権		<p>②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。</p> <p>③債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。</p>	亀山市私債権の管理に関する条例 7 条

4 消滅時効

	消滅時効	時効の援用の 要否
強制徴収公債権	【市税】 5年(地税 18条) 法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。	不要
非強制徴収公債権	【公債権】 5年(自治 236条) これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。 【後期高齢者医療保険料】 2年(高齢者医療 160条) 【介護保険料】 2年(介保 200条)	不要

▶強制徴収公債権及び非強制徴収公債権

市税については、地方税法第18条の規定により、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない時は時効により消滅し、市税以外の公債権については、地方自治法第236条第1項の規定により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅する。ただし、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、各法令により2年の消滅時効が定められている。

時効の援用をしなくても債権は消滅する。

	消滅時効	時効の援用の 要否
私債権	・債権者が権利を行行使することができることを知った時から5年間行使しないとき ・権利を行行使することができる時から10年間行使しないとき (民法 166条)	必要

▶私債権

消滅時効については、令和2年4月1日より民法の一部が改正され、職種等の別に設けられていた短期消滅時効が廃止され、時効の起算時が「債権者が権利を行行使することができることを知った時」（主観的起算時）と、「権利を行行使することができる時」（客観的起算時）の二種類に分けられ、それぞれ5年と10年に定められた。

また、消滅時効について、私債権の場合は時効期間が経過しても債務者が時効の援用をしない限り債権は消滅しない。

※時効は、その期間の中途に何らかの事実が発生した場合に、その事実に対応する期間は時効が完成せず、その期間経過後に新たな時効が進行する。

【時効の完成猶予と更新】

5 不納欠損処分

時効等により債権が消滅した場合や、徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法上の会計処理手続であり、決算上の不納欠損額として処理計上されるものである。

不納欠損ができるのは、次の通りである。

強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
<p>●消滅時効による 時効の完成により債権が消滅したとき 時効の援用不要 (地税 18 条、自治 236 条)</p>		<p>時効の経過後、債務者から時効の援用があったとき (民法 145 条)</p>
<p>①滞納処分の執行停止の継続による債務の免除 (地税 15 条の 7 第 4 項) ②滞納処分の執行停止に伴う即時の欠損 (地税 15 条の 7 第 5 項)</p>	<p>①権利放棄した債権 (自治 96 条 1 項 10 号) ②自治令 171 条の 6 により履行延期の特約を結び、自治令 171 条の 7 により 10 年を経過して資力がなく弁済見込みのないものを免除したとき ③解散した法人</p>	<p>①生活困窮 ②破産免責 ③時効期間経過 ④強制執行終結 ⑤徴収停止 ⑥限定承認 (亀山市の私債権に関する条例 8 条)</p>

第Ⅲ 監査結果の概要

1 収納状況

令和4年度末における亀山市の歳入金の収納状況は、下記のとおりである。

(単位：千円)

種別	税目	区分	調定額	収入済額	不納欠損額 (対調定)	収入未済額	還付未済額	収納率	
強制徴収公債権 (市税)	市民税		3,491,196	3,363,147	5,800	122,249	2,681	96.26	
		個人		2,828,855	2,704,241	5,800	118,815	2,271	95.51
			現年	2,701,545	2,671,606	0	29,938	2,157	98.81
			滞納	127,311	32,634	5,800 (4.56%)	88,876	114	25.54
		法人		662,341	658,907	0	3,435	410	99.42
			現年	658,393	658,090	0	303	410	99.89
			滞納	3,948	817	0	3,131	0	20.69
	固定資産税		5,623,568	5,488,601	6,336	128,630	411	97.59	
		純固定資産税		5,622,705	5,487,739	6,336	128,630	411	97.59
			現年	5,479,820	5,452,447	0	27,373	363	99.49
			滞納	142,886	35,292	6,336 (4.43%)	101,257	48	24.67
		交付金現年		862	862	0	0	0	100.00
	軽自動車税		207,289	186,420	982	19,887	34	89.92	
		環境性能割	現年	12,028	12,028	0	0	0	100.00
			種別割	195,261	174,392	982	19,887	34	89.29
		現年	176,486	170,994	0	5,491	28	96.87	
		滞納	18,775	3,398	982 (5.23%)	14,395	6	18.07	
	たばこ税	現年	357,228	357,228	0	0	0	100.00	
	特別土地保有税	滞納	10,114	0	0	10,114	0	0.00	
	入湯税	現年	2,726	2,726	0	0	0	100.00	
	都市計画税		764,070	745,730	861	17,480	56	97.59	
現年		744,653	740,934	0	3,720	49	99.49		
滞納		19,417	4,796	861 (4.43%)	13,760	7	24.67		
小計		10,456,192	10,143,852	13,979	298,360	3,182	96.98		
	現年	10,133,740	10,066,915	0	66,825	3,007	99.31		
	滞納	322,452	76,937	13,979	231,535	175	23.81		

(単位：千円)

種別	税目	区分	調定額	収入済額	不納欠損額 (対調定)	収入未済額	還付未済額	収納率
強制徴収公債権	国民健康保険税		1,021,165	814,627	14,776	191,762	487	79.73
		(一般)	1,021,163	814,627	14,776	191,760	487	79.73
		現年	812,665	765,617	0	47,048	484	94.15
		滞納	208,497	49,009	14,776 (7.09%)	144,711	2	23.50
		(退職)	2	0	0	2	0	0.00
		現年	0	0	0	0	0	0.00
		滞納	2	0	0	2	0	0.00
	後期高齢者医療保険料		508,204	503,465	474	4,265	516	98.97
		現年	504,298	501,773	0	2,525	516	99.40
		滞納	3,906	1,692	474 (12.13%)	1,740	0	43.31
	介護保険料		949,950	931,258	5,201	13,491	0	98.03
		現年	934,569	928,657	0	5,912	0	99.37
		滞納	15,381	2,601	5,201 (33.81%)	7,579	0	16.91
	保育所利用者負担金		87,952	85,927	0	2,024	0	97.70
		現年	85,593	85,037	0	556	0	99.35
		滞納	2,359	891	0	1,469	0	37.75
	公共下水道使用料		515,023	509,051	372	5,600	0	98.84
現年		510,094	507,448	0	2,646	0	99.48	
滞納		4,928	1,603	372 (7.54%)	2,954	0	32.52	
公共下水道事業 受益者負担金 及び分担金		153,978	147,807	189	5,982	0	95.99	
	現年	147,237	145,530	0	1,707	0	98.84	
	滞納	6,742	2,278	189 (2.81%)	4,274	0	33.79	
小計		3,236,272	2,992,136	21,012	223,124	1,003	92.43	
	現年	2,994,456	2,934,062	0	60,393	1,001	97.95	
	滞納	241,816	58,073	21,012	162,730	2	24.01	
非強制徴収公債権	農業集落排水 処理施設使用料		116,398	114,352	68	1,978	0	98.24
		現年	114,255	113,565	0	690	0	99.40
		滞納	2,144	788	68 (3.15%)	1,288	0	36.75

(単位：千円)

種別	税目	区分	調定額	収入済額	不納欠損額 (対調定)	収入未済額	還付未済額	収納率
私 債 権	市営住宅使用料		51,077	44,844	110	6,124	0	87.80
		現年	45,265	43,226	0	2,039	0	95.49
		滞納	5,812	1,618	110 (1.89%)	4,084	0	27.83
	水道料金		947,882	932,968	297	14,617	789	98.34
		現年	934,690	929,821	0	4,869	768	99.40
		滞納	13,192	3,147	297 (2.25%)	9,748	21	23.70
	学校給食費 小学校		143,175	142,823	0	351	0	99.75
		現年	143,026	142,675	0	351	0	99.75
		滞納	148	148	0	0	0	100.00
	学校給食費 中学校		10,617	10,600	0	17	0	99.84
		現年	10,604	10,587	0	17	0	99.84
		滞納	13	13	0	0	0	100.00
	保健体育費 学校給食費		23,542	23,444	0	98	0	99.58
		現年	23,515	23,417	0	98	0	99.58
		滞納	26	26	0	0	0	100.00
医療センター 使用料・手数料		1,328,332	1,313,221	300	14,811	0	98.86	
	現年	1,309,759	1,307,900	0	1,859	0	99.86	
	滞納	18,573	5,321	300 (1.61%)	12,953	0	28.65	
小計		2,504,624	2,467,900	706	36,018	789	98.50	
	現年	2,466,860	2,457,626	0	9,233	768	99.59	
	滞納	37,765	10,274	706	26,785	21	27.15	
合 計		16,313,486	15,718,240	35,765	559,480	4,974	96.32	
	現年	15,709,310	15,572,168	0	137,142	4,776	99.10	
	滞納	604,176	146,072	35,765	422,338	198	24.14	

【収納状況の結果】

○現年度分全体の収納率においては、99.10%であり、高い収納率であることから、各部署において収納率向上に取り組む仕組みと姿勢が伺える。一方、滞納繰越分においては収納率が低い傾向である。

○国民健康保険税については、令和4年度から収納部門を税務課収納対策グループへ一元化し、収納体制を強化することにより収納率の向上が図られた。その結果、特に滞納分の収納率において、令和3年度の17.67%から、令和4年度は23.50%と5.83ポイント上昇した。

○不納欠損額においては、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納繰越分の割合が高い。後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、時効期間が2年となっており、強制徴収公債権ながら滞納処分まで至っていないためと考えられる。

2 滞納整理の状況

(1) 督促状の発送状況（R4年度）

（単位：件）

	債権名	督促状発送件数
公債権	市 税	12,336
	国民健康保険税	5,939
	後期高齢者医療保険料	644
	介護保険料	1,128
	保育所利用者負担金	83
	公共下水道使用料	4,647
	公共下水道事業受益者負担金及び分担金	226
	農業集落排水処理施設使用料	684
私債権	市営住宅使用料	242
	水道料金	9,924
	給食費負担金	60
	医療センター使用料等	174

※強制徴収公債権については、督促状は滞納処分の前提条件となっている。

非強制徴収公債権及び私債権については、督促を行ってもなお納付がないときは、訴訟手続きにより履行の請求をしなければならない。

【督促状の発送状況の結果】

○公債権、私債権いずれも「督促しなければならない」と規定されており、その規定通り発送されていた。

(2) 催告の状況（R4年度）

公債権	市 税	催告書：508件（国民健康保険税を含む） 最終催告書：456件（国民健康保険税を含む） 移管予告：383件 差押事前通知：132件
	国民健康保険税	一斉催告書：1,085件 収納コールセンター704件
	後期高齢者医療保険料	催告書：162件 電話催告：2件
	介護保険料	催告書：339件 未納のお知らせ：667件 市独自の催告書：95件
	保育所利用者負担金	催告書：35件 電話催告：15件
	公共下水道使用料	催告書 4,801件
	公共下水道事業受益者負担金及び分担金	催告書：49件 電話催告：10件 訪問徴収：17件
	農業集落排水施設使用料	催告書：137件 電話催告：66件 訪問徴収：21件
私債権	市営住宅使用料	催告書：27件 電話催告：36件 訪問徴収：161件
	水道料金	催告書：4,796件 訪問徴収：277件
	学校給食費負担金	催告書：76件 電話催告：184件
	医療センター使用料等	催告書：2,087件 電話催告：56件 分納誓約：38件 弁護士委任：16件

【催告の状況の結果】

- 市税については、滞納税額や納付履行状況に応じて催告し、自主納付を促しており、高額滞納者や困難な事例については、三重地方税管理回収機構での滞納処分を実施するべく、「移管予告」を通知している。
- 国民健康保険税については、三重県国民健康保険団体連合会が一括して行う収納コールセンターでの電話催告により、三重県全体の収納率を上げる取り組みがあった。
- 介護保険料については、鈴鹿亀山地区広域連合において介護保険事業を行い、賦課徴収を各市で実施していることから、収納率向上のため、納付者にわかりやすい催告書を作成し発送したところ、収納率の向上がみられた。
- 公共下水道事業受益者負担金及び分担金については、文書催告のほか、電話での催告、臨戸訪問等により回収率の向上に務められた。

- 農業集落排水処理施設使用料については、令和5年度から民事上の手続きにより裁判所から支払督促を発送。このことにより効果がみられた。
- 市営住宅使用料及び水道料金の私債権においても、文書による催告状だけでなく、臨戸訪問など、収納率向上に向けた取り組みがみられた。
特に、水道料金の令和5年度の収納率向上の取り組みとして、転出等で水道を停止した滞納がある方に対し納付催告をしたところ、一定の効果がみられた。
- 医療センター使用料及び手数料については、医療未収金管理回収業務を弁護士に委任し、回収率の向上に努められた。
- 保育所利用者負担金及び給食費負担金は、児童手当からの振替を推進し、収納率向上に努められた。

(3) 滞納処分の状況

①差押換価件数（令和4年度）

	給与	年金	預金等	計
市 税	35 件	25 件	45 件	105 件
国民健康保険税	9,034,653 円	8,018,151 円	4,651,034 円	21,703,838 円
後期高齢者医療保険料	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0
保育所利用者負担金	0	0	0	0
公共下水道使用料	0	0	0	0
公共下水道受益者負担金及び分担金	0	0	0	0

②交付要求件数（令和4年度）

	破産		公売・競売		債権	
	滞納	配当	滞納	配当	滞納	配当
市 税	1 件	1 件	9 件	1 件	27 件	23 件
国民健康保険税	172,400 円	163,800 円	10,699,343 円	3,948,343 円	3,282,100 円	1,007,493 円
後期高齢者医療保険料	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	1 件 226,850 円	1 件 88,300 円
保育所利用者負担金	0	0	0	0	0	0
公共下水道使用料	0	0	0	0	0	0
公共下水道受益者負担金及び分担金	0	0	0	0	0	0

【滞納処分の結果】

- 市税及び国民健康保険税については、滞納処分に関する専門的知識、経験を有する税務課収納対策グループが回収業務に積極的に取り組むことで、差押換価件数、交付要求件数ともに実績をあげている。
- 後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、消滅時効が2年と短期間であること、人員不足と滞納処分に関するノウハウの蓄積が図れていないことから滞納処分が実施できていなかった。

- 保育所利用者負担金については、申し出があった場合に児童手当から振替をすることで徴収を行っているが、徴収できない未収金の滞納処分は実施できておらず、人員不足とノウハウの獲得が課題である。
- 公共下水道使用料については、水道使用料と併せて徴収しているため、停水予告の通知により徴収できているが、停水予告の効果が及ばない転出者等の未収金に対する滞納処分は実施できておらず、人員不足とノウハウの獲得が課題である。
- 公共下水道受益者負担金及び分担金については、公共下水道使用料と同じく、差押え等の滞納処分を実施する必要があるが、人員不足と滞納整理に関するノウハウの獲得が課題である。
- 公営住宅使用料において、令和4年度より弁護士による民事上の手続きにより、強制執行を実施。差押えによる換価を行った。

3 執行停止と徴収停止の状況

(1) 執行停止の状況（令和4年度）

	換価不能 (地税 15-7-1-1)	生活保護等 (地税 15-7-1-2)	行方不明等 (地税 15-7-1-3)
市 税	174 件 5,849,251 円	105 件 2,453,680 円	186 件 9,643,631 円
国民健康保険税	118 件 5,665,300 円	60 件 4,052,100 円	83 件 3,969,877 円
後期高齢者医療保険料	1 件 7,431 円	13 件 363,444 円	10 件 402,181 円
介護保険料	0	0	0
保育所利用者負担金	0	0	0
公共下水道使用料	0	0	28 件 194,270 円
下水道事業受益者 負担金及び分担金	0	3 件 99,600 円	0

(2) 徴収停止の状況（令和4年度）

	法人事業休止 (自治令 171-5-1)	個人行方不明等 (自治令 171-5-2)	債権金額少額 (自治令 171-5-3)
農業集落排水処理施設使用料	0	8 件 79,150 円	5 件 20,030 円
公営住宅使用料	0	0	0
水道料金	0	128 件 516,083 円	0
学校給食費	0	0	0
医療センター使用料等	0	3 件 585,991 円	0

※ 執行停止と徴収停止の違いは、執行停止が、一定期間経過後（執行停止が3年継続したとき）に納入義務が消滅するということに対して、徴収停止は、当該債権について保全及び取立てをしないことにある。

4 不納欠損処分状況（令和4年度）

	換価不能 (地税15-7-1-1)	生活保護等 (地税15-7-1-2)	行方不明等 (地税15-7-1-3)	時効 (地税18条)
市 税	124件 4,580,427円	127件 2,753,441円	102件 2,402,173円	307件 4,243,362円
国民健康保険税	77件 3,942,837円	37件 4,994,250円	30件 2,077,718円	99件 3,761,600円
後期高齢者医療保険料	0	0	0	24件 473,768円
介護保険料	0	0	0	141件 5,201,050円
保育所利用者負担金	0	0	0	0
公共下水道使用料	0	0	0	84件 371,579円
下水道事業受益者負担金及び分担金	0	0	0	7件 189,300円

	時効 (自治236条)			
農業集落排水処理施設 使用料	3件 62,593円			

	生活困窮 (条例 8-1-1)	破産免責 (条例 8-1-2)	時効期間 経過 (条例 8-1-3)	強制執行 終結 (条例 8-1-4)	徴収停止 後期間 経過 (条例 8-1-5)	相続の限 定承認 (条例 8-1-6)
公営住宅使用料	0	0	0	0	2件 110,000円	0
水道料金	0	0	0	0	113件 296,579円	0
学校給食費	0	0	0	0	0	0
医療センター 使用料等	7件 299,579円	0	0	0	0	0

【不納欠損処分の結果】

○どの債権についても、規定通りに執行されていた。

第Ⅳ 監査委員の意見

以上が、令和５年度行政監査を実施した概要である。

地方自治法第１９９条第１０項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため次のとおり意見を述べる。

今回の行政監査は、収入未済額の滞納整理事務を適正かつ効率的に執行するため、「監査の着眼点」の他にも、「滞納処分等判定委員会をはじめ、公債権部会、私債権部会において各関係部署が連携して滞納整理事務を実施できているか」について監査を実施したものである。

提出資料からも、各所管課が債権回収のため、各マニュアルに沿った債権回収や、滞納処分等判定委員会や各部会を定期的に持つことでお互いの情報共有を行い、必要に応じて連携を図っている取り組みが確認された。そのため、現年分の収納率は全体で９９．１０％と高い数字になっており、各所管課の努力の成果であると考えられる。

滞納繰越分収納率については、全体で２４．１４％となっており、滞納となった債権の回収が難しいことが伺える。債権管理については滞納処分等判定委員会や各部会において、税務課収納対策グループが主となり指導助言を行っているが、基本的には債権管理は各所管課が行うこととなっている。

市税及び国民健康保険税については、専門的知識と経験を有する税務課収納対策グループが担当しており、しっかりとした滞納マニュアルを作成し、滞納整理を行うとともに、滞納処分等判定委員会や各市との情報交換、県との連携で情報を共有しやすい横のつながりを設けていることで回収率向上に努められており、評価できる。

また、非強制徴収公債権及び私債権については、強制執行を実施するためには民事上の手続きが必要であることから専門家である弁護士に委任し、支払督促の発送や強制執行による差押えを実施する等、各所管課において様々な手法により回収に取り組まれている。

一方、市税及び国民健康保険税以外の強制徴収公債権については、督促や催告に取り組まれ、自主納付を促しているものの、日々の通常業務があり、なかなか滞納整理事務までは手が回らない状況である。現場の職員は差押えや執行停止等の滞納処分を行っていくことの必要性は感じつつも、人員不足や滞納処分に関するノウハウの獲得等の課題があり、適切な滞納処分を進めることができていない状況である。

このような中、複数の債権を一元化して徴収する「公金債権回収の一元化」に取り組む市町が増えてきている。特に強制徴収公債権についての徴収業務を集約することは、人員配置や専門的知識の獲得に配慮が必要ではあるが、適切な滞納処分が期待できる非常に有効な取り組みである。また滞納者にとっても、納付相談や手続き等が一つの窓口で済むことは、大きなメリットになると考える。

このようなことから、所管課の債権管理の課題を整理し、全庁的な問題意識の共有のもと、「公金債権回収の一元化」を検討されたい。税の公平性の観点から、適正な債権管理に努められ、事務の合理化が図られるよう期待するものである。